

令和3年度 第1回 医師国保通常組合会

と き 令和3年7月15日(木) 15:00～15:30
ところ 山口県医師会6階会議室

I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員20名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

II 理事長挨拶

河村理事長 本日は、お暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

今回、主に令和2年度決算関係等について、ご審議をお願いすることとしております。

さて、新型コロナウイルスの影響により、全科において医療機関は、受診抑制等によって厳しい経営状況となっております。

また、平成28年度から令和2年度の5年間にわたって国庫定率補助金の削減が行われ、全国の医師国保組合は非常に厳しい運営を迫られておりますが、今度は、財務省の財政制度等審議会で「保険料負担の公平性の確保」と称して「所得水準の高い国民健康保険組合に対する定率補助の廃止」

を打ち出しております。

さらに、高齢者医療制度への拠出額増及び超高額薬剤による高額医療費等々の影響により、財政状況はますます厳しくなっております。

特に、高額医療費への対応は、全ての医師国民健康保険組合が存続し続ける上で、大きな阻害要因になることから、喫緊の課題となっており、特に被保険者数の多くない組合では、1件の高額医療費発生でも運営破綻となる可能性もあります。

一方、本組合の令和2年度決算は保険料改定による保険料収入の増加と、受診抑制による療養給付費の大幅な減少により、単年度収支は黒字となっております。しかし、基本的な問題が解決したわけではありませんので、一致団結して多くの問題に取り組んでいかなければなりません。

大変厳しい状況が続きますが、今後とも、執行部一同、組合維持と効率的な組合運営に努めて参りますので、引き続き、皆様のご指導ご協力を、よろしくお願い申し上げます。

出席者

組合会議員

玖珂	山下 秀治	萩市	綿貫 篤志
熊毛郡	吉村伸一郎	徳山	津永 長門
吉南	弘中 克己	防府	木村 正統
美祢郡	竹尾 善文	下松	山下 弘巳
下関市	帆足 誠司	岩国市	小林 元壯
宇部市	黒川 泰	岩国市	西岡 義幸
宇部市	西村 滋生	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇部市	土屋 智	山陽小野田	伯野 卓
宇部市	矢野 忠生	長門市	半田 哲朗
山口市	林 大資	美祢市	札幌 博義

役員

理事長	河村 康明	理事	河村 一郎
副理事長	今村 孝子	理事	白澤 文吾
副理事長	加藤 智栄	理事	山下 哲男
常務理事	沖中 芳彦	理事	上野 雄史
常務理事	長谷川奈津江	理事	藤原 崇
<small>法令遵守(コブ)担当理事</small>	伊藤 真一	理事	茶川 治樹
理事	清水 暢	理事	縄田 修吾
理事	中村 洋	監事	藤野 俊夫
理事	前川 恭子	監事	篠原 照男
理事	郷良 秀典	監事	岡田 和好

議事録署名議員指名

議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

- 吉村伸一郎 議員
- 西岡 義幸 議員

III 議案審議

承認第1号 「理事の専決処分」事項について

長谷川常務理事 厚労省が「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」で示していた新型コロナウイルスの定義について改正があり、国保組合理約参考例が発出されたため、規約の一部改正が必要となった。

新旧対照表

現 行	改 正
<p>(傷病手当金) 第16条 組合は、被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職したときは、11日目から起算して最高180日間1日につき、甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。</p> <p>2 この規約に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被保険者である組合員が第16条の2から第16条の3までに規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。</p>	<p>(傷病手当金) 第16条 (略)</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第16条の2 組合は、被保険者である甲種組合員及び給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者である乙種組合員又は組合員の家族が、療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第16条の2 組合は、被保険者である甲種組合員及び給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者である乙種組合員又は組合員の家族が、療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>
<p>2 傷病手当金の1日の支給額は、次のとおりとする。 一 甲種組合員 6,000円 二 乙種組合員 3,000円 三 組合員の家族 2,500円</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第16条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者である乙種組合員及び組合員の家族に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第二項の規定の金額より少ないときは、その差額を支給する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第16条の3 (略)</p>
<p>附 則 1 この規約は、7月17日から施行する。なお、改正後の第16条の2及び第16条の3の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規程で定める日までに関し適用する場合に適用することとする。</p>	<p>附 則 1 この規約は、7月17日から施行する。なお、改正後の第16条の2及び第16条の3の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規程で定める日までに関し適用する場合に適用することとする。</p>
	<p>附 則 (施行期日) 1 この規約は、令和3年3月19日から施行する。</p>

規約等の改正は、組合会の議決事項であるが、基準日の関係から国民健康保険法第25条(理事の専決処分)の第2項に該当するとして、3月18日の第18回理事会において「理事の専決処分」として、一部改正を議決したところである。

また、第3項に、「その後、最初に招集される組合会に報告しなければならない。」と規定されているので、ご報告する。

第16条の2第1項中、「(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症)」を、「(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))」に改正、また、附則において、施行期日を令和3年3月19日と追記したので、ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

承認第2号 令和2年度事業報告について

1「被保険者の状況」では令和元年度末の4,062人に対し、令和2年度末は3,873人と減少している。要因として、75歳到達者が広域連合へ異動すること、また、令和2年度より保険料を改定したことによる他保険者への異動等が挙げられる。

なお、平成19年度末の5,809人がピークとなり、13年間で1,936人の減少、約66.7%に落ち込んでいる。

2「被保険者数の推移」では、合計人数が減少しているものの、65～74歳の人数は増加している。

3「介護保険第2号被保険者数の推移」では、40歳以上65歳未満を掲げているが、減少傾向にある。

4「甲種組合員の年齢構成」では、令和2年5月1日現在で示しており、平均年齢は、62.7歳となっている。

2「保険給付」の、1「医療給付の状況」の(1)全体分では、欄外の令和元年度と比較して、件数が約5千件、費用額は約6,800万円もの減となっ

ており、新型コロナウイルスによる受診抑制が影響していると思われる。

また、(1)全体分の療養費は、コルセット等の補装具や柔道整復師等による施術に対する給付となる。

次の、(2)前期高齢者分再掲については、65歳から74歳までの被保険者分を再掲したものであるが、費用額は令和元年度より約4,570万円の減となっている。

4「高額療養費負担分」では、所得により区分される自己負担限度額を超えた額を高額療養費としている。

5「傷病手当金」では、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をされたとき、11日目から甲種組合員は1日につき6千円、乙種組合員は3千円を支給しているが、昨年度、免責期間20日を10日としたことも一因となり、日数・支給額ともに2倍を超えている。

3「保健事業」の3「特定健康診査・特定保健指導の実施」では、令和元年度における保健指導

1 被 保 険 者

1. 被保険者の状況

Table with 6 columns: 内訳, 元年度末現在数, 2年度中加入者数, 2年度中脱退者数, 2年度末現在数, 構成比. Rows include 甲種組合員, 甲種組合員の家族, 乙種組合員, 乙種組合員の家族, and 合計.

注 () は、平成9年9月1日以降に適用除外承認を受けて加入した者の人数で、下段の再掲である。

2. 被保険者数の推移

Table with 10 columns: 種別, 甲種組合員, 甲種組合員の家族, 乙種組合員, 乙種組合員の家族, 合計, 70歳以上(再掲)現役, 70歳以上(再掲)一般, 65~74歳(再掲), 未就学児(再掲). Rows include monthly data from April to March and an annual average.

注 () は、平成9年9月1日以降に適用除外承認を受けて加入した者の人数で、下段の再掲である。

3. 介護保険第2号被保険者数の推移

Table with 6 columns: 年月, 甲種組合員, 甲種組合員の家族, 乙種組合員, 乙種組合員の家族, 合計. Rows include monthly data from April to March and an annual average.

注 () は、平成9年9月1日以降に適用除外承認を受けて加入した者の人数で、下段の再掲である。

参考 後期高齢者組合員(被保険者でない組合員)の状況

Table with 5 columns: 内訳, 元年度末現在数, 2年度中加入者数, 2年度中脱退者数, 2年度末現在数. Rows include 甲種組合員, 乙種組合員, and 合計.

4. 甲種組合員の年齢構成(令和2年5月1日現在)

Table with 4 columns: 年齢区分, 甲種組合員数, (再掲 女性), 備考. Rows include age groups from 25歳未満 to 90歳以上 and an average age row.

2 保険給付

1. 医療給付の状況

(1) 全体分

Table with 6 columns: 療養の給付等, 件数, 費用額, 保険者負担分, 一部負担金, 他法負担分. Includes rows for medical care, food care, nursing, and transport.

(2) 前期高齢者分再掲

Table with 6 columns: 療養の給付等, 件数, 費用額, 保険者負担分, 一部負担金, 他法負担分. Similar to (1) but for the previous elderly group.

(3) 70歳以上一般分再掲

Table with 6 columns: 療養の給付等, 件数, 費用額, 保険者負担分, 一部負担金, 他法負担分. Similar to (1) but for the general 70+ group.

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

Table with 6 columns: 療養の給付等, 件数, 費用額, 保険者負担分, 一部負担金, 他法負担分. Similar to (1) but for the previous group with income similar to current workers.

(5) 未就学児分再掲

Table with 6 columns: 療養の給付等, 件数, 費用額, 保険者負担分, 一部負担金, 他法負担分. Similar to (1) but for children under 6 years old.

2. 療養の給付等内訳

(1) 全体分

Table with 4 columns: 種別, 件数, 費用額. Breakdown of medical care, nursing, food care, and home visits.

(2) 前期高齢者分再掲

Table with 4 columns: 種別, 件数, 費用額. Breakdown of medical care, nursing, food care, and home visits for the previous elderly group.

(3) 70歳以上一般分再掲

Table with 4 columns: 種別, 件数, 費用額. Breakdown of medical care, nursing, food care, and home visits for the general 70+ group.

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

Table with 4 columns: 種別, 件数, 費用額. Breakdown of medical care, nursing, food care, and home visits for the previous group with income similar to current workers.

(5) 未就学児分再掲

Table with 4 columns: 種別, 件数, 費用額. Breakdown of medical care, nursing, food care, and home visits for children under 6 years old.

3. 診療費内訳

(1) 全体分

Table with 8 columns: 種別, 件数, 日数, 費用額, 受診率, 1件当たり日数, 1件当たり費用額, 被保険者1人当たり費用額. Summary of medical fees for the entire population.

(2) 前期高齢者分再掲

Table with 8 columns: 種別, 件数, 日数, 費用額, 受診率, 1件当たり日数, 1件当たり費用額, 被保険者1人当たり費用額. Summary of medical fees for the previous elderly group.

(3) 70歳以上一般分再掲

Table with 8 columns: 種別, 件数, 日数, 費用額, 受診率, 1件当たり日数, 1件当たり費用額, 被保険者1人当たり費用額. Summary of medical fees for the general 70+ group.

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

Table with 8 columns: 種別, 件数, 日数, 費用額, 受診率, 1件当たり日数, 1件当たり費用額, 被保険者1人当たり費用額. Summary of medical fees for the previous group with income similar to current workers.

(5) 未就学児分再掲

Table with 8 columns: 種別, 件数, 日数, 費用額, 受診率, 1件当たり日数, 1件当たり費用額, 被保険者1人当たり費用額. Summary of medical fees for children under 6 years old.

4. 高額療養費負担分

Table with 6 columns: 件数, 費用額, 保険者負担分, 高額療養費, 被保険者負担分, 他法負担分. Row 1: 382, 248,256,681, 174,136,805, 50,277,641, 21,917,028, 1,925,207.

参考元年度 425 268,962,295 188,846,727 53,290,777 23,282,292 3,542,499

5. 傷病手当金

Table with 4 columns: 種別, 支給者数, 日数, 傷病手当金. Rows for 甲種組合員, 乙種組合員, 計.

参考元年度 12 609 2,387,000

6. その他の保険給付

Table with 4 columns: 種別, 件数, 支給額. Rows for 出産育児一時金, 葬祭費.

参考元年度 出産育児一時金 20 8,368,000 葬祭費 10 1,500,000

3 保健事業

1. 健康診断の実施

Table with 6 columns: 実施都市医師会, 実 施 者, 費用額, 助成金. Rows for 甲種組合員, 乙種組合員, 計.

参考元年度 18 260 141 896 16 1,313 29,393,947 29,021,981

2. 保健事業費の助成

Table with 2 columns: 甲種組合員, 保健事業費. Row 1: 993, 695,100.

参考元年度 1,011 707,700

3. 特定健康診査・特定保健指導の実施

(1) 特定健康診査

Table with 5 columns: 特定健康診査受診者, 実 施 者, 計. Rows for 甲種組合員, 甲種組合員の家族, 乙種組合員, 乙種組合員の家族, 計.

参考元年度 304 1,018 77 1,399

(2) 特定保健指導

Table with 5 columns: 対象者, 動機付け支援, 利用者, 積極的支援, 利用者. Rows for 甲種組合員, 甲種組合員の家族, 乙種組合員, 乙種組合員の家族, 計.

参考元年度 51 0 36 -

4. 死亡見舞金の支給

Table with 2 columns: 甲種組合員, 乙種組合員, 合計. Rows: 7件 700,000円, 1件 100,000円, 8件 800,000円.

参考元年度 7件 700,000円

5. 第19回「学びながらのウォーキング大会」

Table with 2 columns: 開催日, 開催場所, 参加者数, 特別講演, ウォーキングコース. Row 1: 令和2年11月23日(月)を予定していたが中止.

6. 甲種組合員（後期高齢者組合員を除く）疾病分類（令和2年5月診療分）

Table with 6 columns: 番号, 疾病別大分類, 45歳未満, 45～69歳, 70～74歳, 計. Rows 1-19 and 合計.

7. 死没甲種組合員（後期高齢者組合員を含む）疾病分類（令和2年度）

Table with 3 columns: 番号, 疾病別大分類, 人数. Rows 1-19 and 合計. Total count 13, average age 77.6.

4 組 合 会

開催月日	提 出 議 案
7月16日	第1回通常組合会 1. 承認事項 承認第1号 令和元年度事業報告について 2. 議決事項 議案第1号 令和元年度歳入歳出決算について 議案第2号 令和元年度歳計剰余金の処分について 議案第3号 規約の一部改正について 議案第4号 保険料減額免除内規の一部改正について 議案第5号 傷病手当金支給規程の一部改正について
2月18日	第2回通常組合会 1. 承認事項 承認第1号 令和3年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について 2. 議決事項 議案第1号 令和3年度事業計画について 議案第2号 令和3年度歳入歳出予算について

5 理 事 会

回	開催月日	審 議 事 項
第1回	4月2日	1. 傷病手当金支給申請について
第2回	5月14日	1. 保険料減額免除について 2. 傷病手当金支給申請について
第3回	5月28日	1. 国保問題検討委員会規則（案）について 2. 傷病手当金支給申請について 3. 組合会議員について
第4回	6月18日	1. 傷病手当金支給申請について 2. 令和2年度保険料賦課状況について
第5回	6月25日	1. 理事長・副理事長・常務理事及び法令遵守担当理事の互選について 2. 新型コロナウイルス感染症に関する国の財政支援（保険料減免、傷病手当金）に対する本組合の対応について
第6回	7月9日	1. 第1回通常組合会について 2. 第19回「学びながらのウォーキング大会」について 3. 傷病手当金支給申請について
第7回	7月22日	1. 第1回山口県保険者協議会について
第8回	8月6日	1. 乙種組合員の家族の冊取得による本組合の対応について 2. 山口県国保連合会第1回通常総会について
第9回	8月20日	1. 傷病手当金支給申請について 2. 国保問題検討委員会委員（案）について
第10回	9月3日	1. 傷病手当金支給申請について
第11回	9月17日	1. 保険料減額免除の対象者等について 2. 傷病手当金支給申請について
第12回	10月1日	1. 保険料減額免除の対象者等について
第13回	11月19日	1. 新型コロナウイルス感染症検査費用の対応について 2. 自家診療承認申請について 3. 傷病手当金支給申請について
第14回	12月3日	1. 保険料減額免除（新型コロナウイルス感染症にかかる分）について
第15回	12月17日	1. 傷病手当金支給申請について 2. 第1回国保問題検討委員会について
第16回	1月21日	1. 令和3年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の策定について
第17回	2月4日	1. 第2回通常組合会について
第18回	3月18日	1. 規約の一部改正について（理事の専決処分） 2. 保険料減額免除内規の一部改正について 3. 特定個人情報保護評価計画管理書及び基礎項目評価書の見直しについて 4. 育児支援申請について 5. 傷病手当金支給申請について 6. 全協理事長・役員研修会について 7. 第2回山口県保険者協議会について 8. 山口県国保連合会第2回通常総会について

6 監事会

7月2日、令和元年度歳入歳出予算の執行状況並びに同決算の状況について、詳細に監査を行った。

7 第1回医師国保問題検討委員会

12月10日、保険料改定の影響、令和2年度上半期事業実施状況及び収支状況や今後の課題と方向性について協議した。

8 令和2年度全協中国・四国支部役員会・総会・委託研修会

5月16日、松山市（愛媛県歯科医師国保組合の担当）において開催予定だったが、中止。

9 全医連代表者会

5月20日、東京において開催予定だったが、書面開催された。
令和2年度会費の額及び徴収方法等について決議、令和2年度事業計画・予算について報告があった。

10 全協第75回通常総会

6月18日、札幌市において開催予定だったが、書面開催された。
令和元年度事業報告及び収支決算等について議決した。

11 令和2年度中国四国医師国保組合連絡協議会について

7月18日、松山市（愛媛県医師国保組合の担当）にて開催予定だったが、中止。

12 全医連第58回全体協議会

10月16日、秋田市（秋田県医師国保組合の担当）で開催予定だったが、中止。

13 全協理事長・役員研修会

2月4日開催。19日に河村理事長が配信映像にて視聴。
厚生労働省国民健康保険課森田博通課長による講演「国民健康保険組合を巡る最近の動向」と厚生労働省鈴木康裕顧問（初代医務技監）による講演「新型コロナウイルスと医療の今後」が行われた。

の利用開始者数が0人となり、厚労省より取り組み改善の通知を受けることとなった。

保健指導対象者には、利用券の送付による勧奨を行っているが、利用者の増加が見られない状況にある。

なお、平成30年3月に、データ分析に基づく効果的・効率的な保健事業を実施するための「データヘルス計画」を策定したが、特定健診等の受診率向上を目標として、各都市医師会別の受診実績をお知らせする。

対象者2,452人に対し、特定健診受診者、及び、他の検診で同等と見なす者は1,309人で、受診率53.4%となっている。第3期特定健診実施計画で定めた令和2年度の目標値62%には、到達することができなかった。

また、各郡市医師会で対象者数等が異なり、単純に比較できないが、受診率に大きな違いがある。なお、いずれも乙種組合員の受診率に比べ、甲種組合員とご家族の受診率が低い傾向にある。特定健診では、自家健診を認めているので、ご家族の健診について、ご協力をお願いします。

その他として、ウォーキング大会、及び諸会議等において、新型コロナウイルスの影響により、中止・書面開催となったものがあつた。

議案第1号 令和2年度歳入歳出決算

歳入歳出ともに予算額14億5,468万1千円に対し、歳入決算額は14億7,811万6,470円、歳出決算額は12億3,141万7,833円で、歳入歳出差引額は2億4,669万8,637円となつた。

単年度収支では、令和元年度における約8千万円の赤字に対し、2年度が約9千2百万円の黒字となっている。

歳入の第Ⅱ款「国庫支出金」においては、平成28年度から5年間にわたる補助率低減で、最終年度となつた2年度まで減少が続いたものの、2年度に保険料改定をおこなつたため、第Ⅰ款「国民健康保険料」で増加したことが要因と考えられる。

なお、保険料において、令和2年度には6年ぶりの改定で、40歳から64歳の甲種組合員では、3万3,500円から4万5,500円と1万2千円の増額とするなど、全被保険者について引き上げた。これにより、令和2年度保険料は元年度より約2億円の増となっている。

よつて、令和2年度歳入歳出差引残高から、令和3年度収支見込額、及び、令和4～5年度予算額を試算したところ、超高額医療や補助金削減による財政上の大きな懸念はあるものの、令和5年度までは保険料改定を行わずに運営は行える、という見込みである。

<歳入の部>

第Ⅰ款「国民健康保険料」は、医療給付費分保険料等4種類の保険料の合計で、11億1,400万8,920円の収入があり、収入総額の約75%を占めている。

なお、被保険者数の減少が見込み以上となつたため、予算額に対し約1,452万円の減となっている。

第Ⅱ款第1項「国庫負担金」は、本組合の件費等に対する事務費負担金で、被保険者数によつて算定される。

第Ⅲ款「共同事業交付金」は、全国国保組合協会が行う高額医療費共同事業で、各国保組合が拠出金を出し合い、1件が100万円を超えるレセプトについて、交付金が支給される。

交付額は5,263万円だったが、6,041万3千円を支出しているため、拠出金が778万3千円多くなつている。

第Ⅳ款「財産収入」は、利息収入となっている。

第Ⅴ款の「繰入金」は、ない。

第Ⅵ款の「繰越金」は、令和元年度剰余金を繰り越した額であり、予算額を約4千万円上回る1億7,051万9,799円となっている。

第Ⅶ款「諸収入」第1項「預金利子」は、平素組合の運用に充てている資金の利息であるが、利息のつかない決済性預金のため、利息はない。

収入合計額は、14億7,811万6,470円で、前年度比106.5%となっている。

<歳出の部>

第Ⅰ款「組合会費」は、組合会開催に要した旅費等の経費となる。

第Ⅱ款の第1項「総務管理費」は、役員報酬等の件費や旅費、消耗品費など事務経費として、また、第2項「徴収費」は、各郡市医師会へ保険料徴収事務費として、甲種組合員1人あたり500円を交付しているものである。

なお、新型コロナウイルスの影響による、旅費等の支出減により、款全体で約985万円の不用額を生じている。

次に、第Ⅲ款「保険給付費」において、療養給付費の減少により約7千万円の不用額を生じている。

また、第4項内の出産育児一時金で不足額が生じ、84万円を款内流用している。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」から第Ⅵ款「介護納付金」は、厚労省が示した算出式で予算額を

令和2年度歳入歳出決算書

歳入の部		歳出の部	
予算額	1,454,681,000円	予算額	1,454,681,000円
決算額	1,478,116,470円	決算額	1,231,417,833円

歳入歳出差引額 246,698,637円

歳入

(単位 円)

款 項	予算額	調定額	収入額	未収入額	予算額に対し増減(△)
I 国民健康保険料	1,128,538,000	1,114,008,920	1,114,008,920	-	△14,529,080
(1) 国民健康保険料	1,128,538,000	1,114,008,920	1,114,008,920	-	△14,529,080
II 国庫支出金	135,365,000	136,659,242	136,659,242	-	1,294,242
(1) 国庫負担金	3,513,000	4,127,237	4,127,237	-	614,237
(2) 国庫補助金	131,852,000	132,532,005	132,532,005	-	680,005
III 共同事業交付金	60,413,000	52,630,000	52,630,000	-	△7,783,000
(1) 共同事業交付金	60,413,000	52,630,000	52,630,000	-	△7,783,000
IV 財産収入	30,000	13,281	13,281	-	△16,719
(1) 財産運用収入	30,000	13,281	13,281	-	△16,719
V 繰入金	1,000	-	-	-	△1,000
(1) 準備金繰入金	1,000	-	-	-	△1,000
VI 繰越金	130,330,000	170,510,979	170,510,979	-	40,180,979
(1) 繰越金	130,330,000	170,510,979	170,510,979	-	40,180,979
VII 諸収入	4,000	4,294,048	4,294,048	-	4,290,048
(1) 預金利子	1,000	-	-	-	△1,000
(2) 雑入	3,000	4,294,048	4,294,048	-	4,291,048
合 計	1,454,681,000	1,478,116,470	1,478,116,470	-	23,435,470

歳 出

(単位 円)

款 項	予 算 額	予算決定後増減額 (△)		予 算 現 額	支 出 額	不 用 額
		予 備 費 充 当 増 減 額 (△)	款内流用 増 減 額 (△)			
I 組合会費	2,581,000	-	-	2,581,000	2,345,387	235,613
(1) 組合会費	2,581,000	-	-	2,581,000	2,345,387	235,613
II 総務費	40,238,000	-	-	40,238,000	30,391,825	9,846,175
(1) 総務管理費	39,728,000	-	-	39,728,000	29,895,325	9,832,675
(2) 徴収費	510,000	-	-	510,000	496,500	13,500
III 保険給付費	676,663,000	-	-	676,663,000	606,591,144	70,071,856
(1) 療養諸費	602,022,000	-	-	602,022,000	538,518,987	63,503,013
(2) 高額療養費	57,535,000	-	△ 840,000	56,695,000	50,385,487	6,309,513
(3) 移送費	100,000	-	-	100,000	-	100,000
(4) 出産育児諸費	10,506,000	-	840,000	11,346,000	11,345,670	330
(5) 葬祭諸費	1,500,000	-	-	1,500,000	1,400,000	100,000
(6) 傷病手当金	5,000,000	-	-	5,000,000	4,941,000	59,000
IV 後期高齢者支援金等	253,046,000	-	-	253,046,000	252,592,984	453,016
(1) 後期高齢者支援金等	253,046,000	-	-	253,046,000	252,592,984	453,016
V 前期高齢者納付金等	68,147,000	-	-	68,147,000	67,761,366	385,634
(1) 前期高齢者納付金等	68,147,000	-	-	68,147,000	67,761,366	385,634
VI 介護納付金	153,731,000	-	-	153,731,000	153,730,516	484
(1) 介護納付金	153,731,000	-	-	153,731,000	153,730,516	484
VII 共同事業拠出金	68,850,000	131,000	-	68,981,000	68,963,880	17,120
(1) 共同事業拠出金	60,444,000	-	-	60,444,000	60,435,000	9,000
(2) 共同事業負担金	8,406,000	131,000	-	8,537,000	8,528,880	8,120
VIII 保健事業費	45,575,000	-	-	45,575,000	32,328,124	13,246,876
(1) 特定健康診査等事業費	5,730,000	-	-	5,730,000	4,222,274	1,507,726
(2) 保健事業費	38,845,000	-	-	38,845,000	27,305,850	11,539,150
(3) 死亡見舞金	1,000,000	-	-	1,000,000	800,000	200,000
IX 積立金	1,001,000	-	-	1,001,000	1,000,000	1,000
(1) 積立金	1,001,000	-	-	1,001,000	1,000,000	1,000
X 公債費	1,000	-	-	1,000	-	1,000
(1) 一般公債費	1,000	-	-	1,000	-	1,000
XI 諸支出金	3,000	15,710,607	-	15,713,607	15,712,607	1,000
(1) 償還金及び還付加算金	3,000	15,710,607	-	15,713,607	15,712,607	1,000
XII 予備費	144,845,000	△ 15,841,607	-	129,003,393	-	129,003,393
(1) 予備費	144,845,000	△ 15,841,607	-	129,003,393	-	129,003,393
合 計	1,454,681,000	-	-	1,454,681,000	1,231,417,833	223,263,167

計上しており、いずれも予算内での支出となった。

3款合計で、約4億7,408万円を社会保険診療報酬支払基金に納付している。

第VII款「共同事業拠出金」の第2項内において、全国国保組合協会に支払った「社会保障・税番号システム負担金」で不足額が生じたため、予備費から13万1,000円を充当している。

第VIII款「保健事業費」では、特定健診・特定保健指導、健康診断の経費等となるが、実施者数が伸び悩み、約1,325万円の残額が生じている。

第XI款「諸支出金」では、年度を超えた遡り喪失の保険料返金と、コロナによる保険料減額免除分及び令和元年度交付の国庫補助金を昨年度の精算で超過交付とした国庫返還額となる。不足額については、予備費から約1,571万円を充当している。

第XII款「予備費」については、第VII款とXI款への充当額を減額し、予算現額及び不用額は1億2,900万3,393円となる。

支出合計額は、12億3,141万7,833円となり、対前年度比101.2%となった。

議案第2号 令和2年度歳計剰余金の処分について

2億4,669万8,637円の剰余金全額を翌年度繰越金にしようとするものである。

なお、令和3年度予算における繰越金は、2億1,075万7千円を計上しているため、予算額に対し約3,594万円の増額となる。

監査報告

議長、監事の監査報告を求める。

岡田監事 山口県医師国民健康保険組合の令和2年度歳入歳出予算の執行状況並びに同決算の状況を監査したところ、適切に事業の執行がなされ、決算状況も適正であるものと認める。

令和3年7月1日

山口県医師国民健康保険組合

監事 藤野 俊夫

監事 篠原 照男

監事 岡田 和好

採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。

IV 閉会の挨拶

河村理事長 本日は、ご審議ありがとうございます。

議題にもありましたが、被保険者数の減少が大きな課題であり、特に75歳に到達する後期組合員も多く、減少に拍車がかかっています。全国の医師国保でも同様の問題を抱えており、今後の運営のあり方として、全国又は地域ごとに合併するか、等の議論もあろうかと思えます。

また、特定保健指導の実施率においては、本日報告したとおり、芳しくない状況のため、ご協力をいただければと思います。

本日は、ありがとうございました。

多くの先生方にご加入頂いております！

お申し込みは
随時
受付中です

医師賠償責任保険

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

傷害保険

詳しい内容は、下記お問合せ先にご照会ください

取扱代理店 **山福株式会社**
TEL 083-922-2551
引受保険会社 **損害保険ジャパン**
日本興亜株式会社
山口支店法人支社
TEL 083-924-3005



損保ジャパン日本興亜